○国土交通省告示第五百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山辺南沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和六十三年建設省告示第百九十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県東村山郡山辺町大字根際字田子山　三番一四　一号

三番一七　二号

一六八六番一　地先道路敷　三号

一七一九番三　四号

一六八六番二三　五号

一六八六番一　六号

一〇五一番一　七号

一〇五一番三　八号から十一号まで

二二四八番三　十二号

二二四八番一　地先道路敷　十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丹生川沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県尾花沢市大字鶴子字間木内　六九〇番二　一号

字屋敷平外三十四国有林

一〇九九林班い小班　二号から十一号まで

一〇九九林班ろ[1]小班　十二号及び十八号

一〇九九林班ま小班　十三号から十七号まで

一〇九九林班ろ小班　十九号から二十八号まで

一〇九九林班イ小班　二十九号から三十一号まで

○国土交通省告示第五百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年六月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山王谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

徳島県海部郡美波町奥河内字本村　五十四番三から五十四番五まで

五十五番二

五十六番二十四

百八十番

百八十二番

百八十三番四から百八十三番七まで

徳島県海部郡美波町日和佐浦

三百九十三番四及び三百九十三番十二

三百九十四番一及び三百九十四番三

三百九十六番三

三百九十七番四

三百九十九番二

○海上保安庁告示第百二十三号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年六月四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	響新港洋上風車灯
位置	
所在地	関門港響新港区（響新港西一号防波堤東灯台の西北西方約六三〇メートル）
緯度	三三―五七―三〇
経度	一三〇―四五―四五
質	モールス符号白光　毎八秒にU（・・―）
光達距離	実効光度三〇カンデラ 三・五海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで一五メートル
点灯年月日	平成二十五年五月八日
記事	一　本灯は、洋上風車の北東端及び南西端に各一基設置されていて、二基の灯火は同期している。 二　洋上風車の平均水面上から一五メートルまでの全周を黄色で塗装している。 三　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構管理
北東灯	

○近畿厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十五年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日

近畿厚生局長　金井　雅利

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構滋賀病院	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	滋賀県東近江市

○九州厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十五年五月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十五年六月四日

九州厚生局長　中澤　一隆

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立病院機構指宿病院	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	鹿児島県指宿市

○九州地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百八号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後
敷地の幅員延長	前	二二・〇〇～二四・七〇〇メートル
	後	二二・〇〇～三二・七〇〇キロメートル

熊本市北区清水本町一五九番一から同市北区室園町一八番一まで

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月四日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百八号	熊本市北区清水本町一五九番一から同市北区室園町一八番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月四日